

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月25日

【発行者名】 アコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー
(Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼執行取締役 町田芳彦

【本店の所在の場所】 シンガポール(068809)、#25-09 オーユーイー・ダウタウン2、6 シェントン・ウェイ内
(C/O 6 Shenton Way, #25-09 OUE Downtown 2, Singapore (068809))

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 佐藤 正謙
弁護士 藤津 康彦
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 藤津 康彦
弁護士 大西 信治
弁護士 白川 剛士
弁護士 樋口 彰
弁護士 中野 恵太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アコーディア・ゴルフ・トラスト
(Accordia Golf Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 627,324,220シンガポール・ドル(約50,882百万円)
(注)シンガポール・ドルの円貨換算は、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1シンガポール・ドル=81.11円による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月30日に提出した有価証券届出書（平成26年7月4日、同年7月8日、同年7月11日および同年7月22日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の記載事項のうち、募集価格等が平成26年7月24日（シンガポール時間）に確定したので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を訂正するものである。

2【訂正の内容】

有価証券届出書の記載事項の訂正部分は下線で示す。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

訂正前

(前略)

「価格決定日」とは、

2014年7月24日頃（シンガポール時間）の本オファリングのための募集価格が決定される日を意味する。

(後略)

訂正後

(前略)

「価格決定日」とは、

本オファリングのための募集価格が決定された2014年7月24日（シンガポール時間）を意味する。

(後略)

(3)【発行（売出）価額の総額】

訂正前

発行価額の総額：567,625,950シンガポール・ドル（約46,040百万円）

(注1) 上記の発行価額の総額は、下記注2記載の日本募集における本受益証券の発行予定数576,270,000口を前提に、募集価格が、下記「(4)発行（売出）価格」に記載の仮条件の中間値（1口当たり0.985シンガポール・ドル）に等しいと仮定して算出した見込額である。上記の円貨金額は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2014年5月30日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1シンガポール・ドル=81.11円の換算率に基づいて計算されている。

(注2) 本書により企図されている日本における上場を伴わない公募（以下「日本募集」という。）は、本オファリングの一部を構成する。本オファリングは、()国際募集、()シンガポール公募および()日本募集から構成される。詳細については、下記「(12)その他-3.日本以外における募集-本オファリング」を参照のこと。本オファリングによる本受益証券の発行数は、782,025,000口（予定）であるが、これには本受益証券貸付人が安定操作取引実施者に付与したオーバーアロットメント・オプションの行使により募集される本受益証券は含まれない。日本募集における発行価額の総額および募集口数は、本オファリングにおける本受益証券の取得に係る投資家の需要状況を募るために価格決定日の前まで続けられるブックビルディングの結果を勘案し、価格決定日の直後に決定される予定である。したがって、日本募集における本受益証券の発行価額の総額および募集口数は、上記の発行価額の総額および発行数と大幅に異なる場合がある。

訂正後

発行価額の総額：627,324,220シンガポール・ドル（約50,882百万円）

- (注1) 上記の発行価額の総額は、日本募集における募集口数に基づく日本募集における発行価額の総額である。上記の円貨金額は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2014年5月30日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1シンガポール・ドル=81.11円の換算率に基づいて計算されている。
- (注2) 本書により企図されている日本における上場を伴わない公募（以下「**日本募集**」という。）は、本オファリングの一部を構成する。本オファリングは、()国際募集、()シンガポール公募および()日本募集から構成される。詳細については、下記「(12)その他-3.日本以外における募集-本オファリング」を参照のこと。日本募集における募集口数は646,726,000口である。本オファリングによる本受益証券の発行数は、782,025,000口である。

(4)【発行(売出)価格】

訂正前

本受益証券1口当たり(未定)シンガポール・ドル(募集価格)

- (注1) 募集価格は、仮条件に基づくブックビルディングの後、価格決定日に、ジョイント・ブックランナーおよびトラスティ・マネジャーの合意により決定される。仮条件は、0.97シンガポール・ドル(最低募集価格)から1.00シンガポール・ドル(最高募集価格)の間である。日本募集の募集価格は、本オファリングの募集価格と同一である。
価格決定日は、市場状況を勘案して、おおむね1週間を超えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。
- (注2) 募集価格および当該価格の決定に伴い連動して訂正される事項、すなわち日本募集における募集口数、発行価額の総額、価格決定日、本オファリングによる本受益証券の発行数およびその内訳、オーバーアロットメント・オプションの行使により募集される本受益証券の数、引受および販売手数料(募集価格と併せて、これらを以下「**募集価格等**」と総称する。)は、有価証券届出書の効力発生後、申込期間の最終日まで、大和証券株式会社のウェブサイト(<http://www.daiwa.jp>) (以下「**ウェブサイト**」という。)において、かつ申込期間の初日付の日本経済新聞(ウェブサイトとともに、以下「**新聞等**」と総称する。)において公表される。この場合、募集価格等に関する目論見書訂正事項分の交付が省略される場合がある。ただし、価格決定日後に提出される訂正届出書において募集価格等以外の事項の記載が訂正される場合には、投資家に目論見書訂正事項分が交付され、上記の新聞等における公表は行わない。

訂正後

本受益証券1口当たり0.97シンガポール・ドル(募集価格)

- (注1) 日本募集の募集価格は、本オファリングの募集価格と同一である。
- (注2) 募集価格、日本募集における募集口数、発行価額の総額、価格決定日、本オファリングによる本受益証券の発行数およびその内訳、オーバーアロットメント・オプションの行使により募集される本受益証券の数、引受および販売手数料(募集価格と併せて、これらを以下「**募集価格等**」と総称する。)は、有価証券届出書の効力発生後、申込期間の最終日まで、大和証券株式会社のウェブサイト(<http://www.daiwa.jp>) (以下「**ウェブサイト**」という。)において、かつ申込期間の初日付の日本経済新聞(ウェブサイトとともに、以下「**新聞等**」と総称する。)において公表される。したがって、募集価格等に関する目論見書訂正事項分の交付は省略される。

(7)【申込期間】

訂正前

2014年7月28日から2014年7月31日まで

(注)上記の申込期間は、価格決定日の変更に応じて、おおむね1週間を超えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。

訂正後

2014年7月28日から2014年7月31日まで

(9)【払込期日】

訂正前

2014年8月1日

(注1)払込期日は、価格決定日の変更に応じて、おおむね1週間を越えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。

(注2)払込期日は、引受人からAGトラストに対して払込が行われる予定の日である。日本募集に基づき本受益証券を申し込む者は、上記「(8)申込取扱場所」に記載の日本募集の申込みの取扱いを行う金融商品取引業者の指定する時間までに支払いを行う必要がある。

訂正後

2014年8月1日

(注)払込期日は、引受人からAGトラストに対して払込が行われる予定の日である。日本募集に基づき本受益証券を申し込む者は、上記「(8)申込取扱場所」に記載の日本募集の申込みの取扱いを行う金融商品取引業者の指定する時間までに支払いを行う必要がある。

(12)【その他】

訂正前

3. 日本以外における募集

本オファリング

トラスティ・マネジャーは、最低募集価格から最高募集価格の間の募集価格で782,025,000口の本受益証券の募集を行う。かかる口数は、国際募集、シンガポール公募および日本募集により募集価格にて実施される本オファリング後の発行済の全ての本受益証券約71.15パーセントを構成する。

国際募集においては、164,592,000口の本受益証券が募集される。シンガポール公募においては41,163,000口の本受益証券が募集され、日本募集においては576,270,000口の本受益証券が募集される。本受益証券は、トラスティ・マネジャーと協議の上、ジョイント・ブックランナーの単独の裁量により、適用ある法令に従い、国際募集、シンガポール公募および日本募集の間で再配分されることがある。

シンガポール公募はシンガポールの公衆を対象とし、日本募集は日本の公衆を対象としている。国際募集において、トラスティ・マネジャーはジョイント・ブックランナーを通じて、レギュレーションSに準拠してシンガポールおよびその他の地域における機関投資家その他の投資家を含む投資家に対して、国際募集の方法により、164,592,000口の本受益証券の募集を行う。引受契約に定める条件に従い、トラスティ・マネジャーはジョイント・ブックランナーを指名し、各ジョイント・ブックランナーは、共同してではなく個別に、募集価格で782,025,000口の本受益証券を引き受ける旨合理的に努力し、かかる義務に違反した場合にはこれを引き受ける旨合意する。

(中略)

オーバーアロットメントおよび安定操作

本受益証券貸付人は、安定操作取引実施者に対し、本受益証券のオーバーアロットメント(もしあれば)をカバーすることのみを目的として、本スポンサーから本受益証券を41,217,000口を上限として、1口当たり募集価格で取得するオーバーアロットメント・オプションを付与する。オーバーアロットメント・オプションの対象となる本受益証券の口数は、国際募集、シンガポール公募および日本募集の総口数の約5.3パーセントを超えない。なお、日本募集についてはオーバーアロットメントは行われぬい。安定操作取引実施者(もしくはその関係会社またはその他の代理人)は、他のジョイント・ブックランナーと協議の上、適用法令(シンガポール証券先物法および同法に基づく諸規則を含む。)に従って、上場日から、()上場日から30日後の日、または()安定操作取引実施者(またはその代理人)が、安定操作取引を行うために、シンガポール証券取引所において、合計41,217,000口(本オファリングにおける本受益証券の総口数の約5.3パーセントを超えない。)の本受益証券を買い入れた日のいずれか早い方の日まで、オーバーアロットメント・オプションの全部または一部を一回または複数回にわたって行使することができる。

オーバーアロットメント・オプションに関連して、安定操作取引実施者は受益証券貸借契約を締結する。同契約に従い、安定操作取引実施者(またはその代理人)は、本オファリングにおける本受益証券のオーバーアロットメントの決済を行うことのみを目的として、本受益証券貸付人から合計41,217,000口を上限として本受益証券を借り入れることができる。受益証券貸借契約に基づき安定操作取引実施者に貸与された本受益証券は、安定操作取引実施者が安定操作取引の実施により市場において本受益証券を購入するか、オーバーアロットメント・オプションを行使する、またはその両方を通じて、安定操作取引実施者により本スポンサーに返却される。

本オファリングに関連して、安定操作取引実施者(またはその代理人)は、他のジョイント・ブックランナーと協議の上、オーバーアロットメントまたはその他本受益証券の市場価格を当該取引がなければ実勢価格となりえない水準に安定もしくは維持させる取引を行うことができる。かかる取引は、シンガポール証券取引所およびかかる取引を行うことができるその他の法域内において、全ての適用法令(シンガポール証券先物法および同法に基づく諸規則を含む。)を遵守した上で行うことができる。ただし、安定操作取引実施者(またはその代理人)が安定操作を行う保証はない。かかる取引は、上場日以降に開始することができ、開始された場合、いつでもそれを中止することができる。また、()上場日から30日後の日、または()安定操作取引実施者が、安定操作取引を行うために、シンガポール証券取引所において、合計41,217,000口(本オファリングにおける本受益証券の総口数の約5.3パーセントを超えない。)の本受益証券を買い入れた日のいずれか早い方の日の後は、かかる取引を行うことはできない。

(後略)

訂正後

3. 日本以外における募集

本オファリング

トラスティ・マネジャーは、募集価格で782,025,000口の本受益証券の募集を行う。かかる口数は、国際募集、シンガポール公募および日本募集により募集価格にて実施される本オファリング後の発行済の全ての本受益証券の約71.15パーセントを構成する。

国際募集においては、106,460,000口の本受益証券が募集される。シンガポール公募においては28,839,000口の本受益証券が募集され、日本募集においては646,726,000口の本受益証券が募集される。本受益証券は、トラスティ・マネジャーと協議の上、ジョイント・ブックランナーの単独の裁量により、適用ある法令に従い、国際募集、シンガポール公募および日本募集の間で再配分された。

シンガポール公募はシンガポールの公衆を対象とし、日本募集は日本の公衆を対象としている。国際募集において、トラスティ・マネジャーはジョイント・ブックランナーを通じて、レギュレーションSに準拠してシンガポールおよびその他の地域における機関投資家その他の投資家を含む投資家に対して、国際募集の方法により、106,460,000口の本受益証券の募集を行う。引受契約に定める条件に従い、トラスティ・マネジャーはジョイント・ブックランナーを指名し、各ジョイント・ブックランナーは、共同してではなく個別に、募集価格で782,025,000口の本受益証券を引き受ける旨合理的に努力し、かかる義務に違反した場合にはこれを引き受ける旨合意する。

(中略)

オーバーアロットメントおよび安定操作

本オファリングに関連して本受益証券のオーバーアロットメントは行われず、したがって、オーバーアロットメント・オプションは行使されず、安定操作取引は行われぬ。

(後略)